

柏崎市地球温暖化対策実行計画改訂支援業務  
委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和7（2025）年4月  
柏崎市 市民生活部 環境課

## 1 業務の趣旨又は目的

柏崎市（以下「本市」という。）は、明治期の石油産出による近代工業都市化を端緒に、ものづくり産業の集積を経て、原子力発電と関連産業により発展を遂げた「エネルギーのまち」として、現在は、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）と原子力発電の共存によるカーボンニュートラルを目指している。

令和2(2020)年12月に、「2035年カーボンニュートラル」への挑戦を表明し、令和6(202)年3月にはこの考え方を示す「柏崎市ゼロカーボンシティ推進戦略（以下「戦略」という。）」を策定し、地域脱炭素と経済の好循環による地方創生を目指している。

この戦略では、国の温室効果ガス排出量（以下「排出量」という。）2030年46%削減目標及びその先の2050年カーボンニュートラルを目指す排出量削減目標と比較し、同等レベル以上の削減目標を設定し、産業界の再エネ導入を始めとする部門別の排出量削減を進めることとしている。これに加えて、本市が出資する地域エネルギー会社「柏崎あい・あーるエナジー(株)」による電力融通・調整機能を活用し、本市のアドバンテージである原子力発電や日本海側海底直流送電線を通じた洋上風力発電等による脱炭素電力を調達・市域供給することで、2035年カーボンニュートラルを達成する考えである。

また、将来構想として、現在本市で事業者の実証が進み、地域資源として芽が出てきている「水素」を市域で利活用することによる地域脱炭素と、産業界の環境・エネルギー産業への進出を見据えている。

以上を踏まえ、本業務は、現行の「柏崎市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）（事務事業編・区域施策編）について、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）により、国の「地球温暖化対策計画」（以下「政府実行計画」という。）に基づいて目標値や取組等を見直し、本市の戦略の考え方を反映させる目的で改訂を実施する。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

柏崎市地球温暖化対策実行計画改訂支援業務委託

### (2) 業務内容

別紙1「柏崎市地球温暖化対策実行計画改訂支援業務委託に係る公募型プロポーザル仕様書」のとおり

(3) 履行期限

令和8（2026）年3月31日

(4) 提案限度額

金9,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 参加意向申出書提出期限から契約締結までの間に柏崎市建設工事請負業者等指名停止措置要領及び柏崎市物品調達に係る業者等指名停止措置要領の規定による停止措置を受けていないこと。

(3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社

更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更正計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 本プロポーザルの参加意向申出書提出時点において、令和 7（2025）年・令和 8（2026）年度柏崎市物品入札参加資格者名簿（計画策定・コンサルティング）に登載されていること。

#### 4 参加者等に係る制限事項

(1) 単独で応募する者は共同体の構成員となることはできない。また、各構成員は、他の共同体の構成員になることはできない。

(2) 次に掲げる事項に該当する者は、本プロポーザル参加の担当者及び協力者等の関係者になることはできない。

ア 本プロポーザルの審査委員及びその家族

イ 事務局関係者及びその家族

ウ 本プロポーザルの審査委員、事務局関係者及びその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者

エ その他、利害関係がある者

#### 5 担当部署及び問合せ先（提案書等提出先）

〒945-8511

新潟県柏崎市日石町 2 番 1 号

柏崎市市民生活部環境課環境政策係

電話番号 0257-21-2312

ファクス番号 0257-23-5116

メールアドレス kankyoseisaku@city.kashiwazaki.lg.jp

#### 6 本プロポーザル実施日程

No.	内容	実施日又は期限
1	公告	4月21日(月)
2	質問書の提出	4月28日(月) 午後4時必着

3	質問に対する回答	5月 1日(木) 午後5時まで
4	参加意向申出書の提出	5月 8日(木) 午後5時必着
5	参加資格審査の結果通知	5月 9日(金) (予定)
6	提案書等の提出	5月21日(水) 午後5時必着
7	一次審査(書類審査)	5月22日(木)から5月27日(火)まで
8	一次審査の結果通知	5月28日(水) (予定)
9	審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	6月 4日(水) ※時間は別途通知する。
10	審査結果の通知	審査後、速やかに通知

注記：応募が5者を超えた場合のみ、No.7の一次審査(書類審査)を実施し、4者以下によるプレゼンテーション審査を実施することとする。

## 7 質問及び回答

### (1) 質問書の提出

- ア 提出期限 令和7(2025)年4月28日(月) 午後4時必着
- イ 提出方法 電子メール、ファクス又は郵送で担当部署に提出するとともに電話による連絡を要す。
- ウ 提出様式 指定様式(別記第2号様式)を用いること。

### (2) 質問に対する回答

令和7(2025)年5月1日(木)午後5時までに質問者に指定様式(別記第2-1号様式)で回答するとともに当該内容をホームページで掲載する。

## 8 参加意向申出書の提出

### (1) 提出期限

令和7(2025)年5月8日(木) 午後5時必着

### (2) 提出書類

参加意向申出書兼誓約書(別記第1号様式)

### (3) 提出方法

#### ア 持参する場合

提出期限まで(新潟県柏崎市の休日を定める条例(平成元年条例第31号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)

の各日午前 8 時 30 分から午後 5 時までに提出すること。

イ 郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「柏崎市地球温暖化対策実行計画改訂支援業務委託公募型プロポーザル参加意向申出書等在中」と朱書きすること。

9 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出者が参加資格を満たしているか確認し、確認結果を提出者全員に通知する。本プロポーザルへの参加が認められた者には、当該結果通知書（別記第 3 号様式）に提案書等の提出要請書（別記第 4 号様式）を同封する。

10 提案書等の提出

提案書等の提出を要請された者は、次のとおり提出書類を担当部署へ提出すること。提出期限までに提出がない場合は、辞退したこととみなす。

(1) 提出書類

- ア 業務実施推進体制（別記 5 号様式）
- イ 業務実績書（別記 6 号様式）
- ウ 見積書（別記 7 号様式）
- エ 見積内訳書（任意様式）
- オ 提案書（任意様式）

(2) 提出部数 正本 1 部、副本 6 部、CD - R 又は DVD - R 1 部

(3) 提案書の作成方法

提案書等の作成に当たっては、次の点に留意すること。

- ア 用紙のサイズ等は、日本工業規格「A 4 判」の片面印刷を基本とし、左綴りとする（「A 3 判」を使用する場合は、折綴り）。(1)のアからオの順で綴り込み、インデックス等の見出しを付すること。
- イ フォントは、10.5 ポイントを基本とし、書体は、任意とする。なお、図表は必ずしもこの限りではない。
- ウ 提案書の表題は、「柏崎市地球温暖化対策実行計画改訂支援業務委託に関する提案書」とする。
- エ 言語は日本語とし、通貨は日本円、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。
- オ 企業のロゴや商号等は、記載しないこと。

(4) 提出期限

令和7（2025）年5月21日（水） 午後5時必着

(5) 提出方法

ア 持参する場合

提出期限まで（休日を除く。）の各日午前8時30分から午後5時までに提出すること。

イ 郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「柏崎市地球温暖化対策実行計画改訂支援業務委託公募型プロポーザル提案書等在中」と朱書きすること。

11 提案書等の審査及び評価

提出された提案書等の審査及び評価（以下「審査等」という。）は、柏崎市地球温暖化対策実行計画改訂支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次のとおり行う。

(1) 評価基準

別紙「柏崎市地球温暖化対策実行計画改訂支援業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準」のとおり

(2) 評価方法

ア プレゼンテーション審査

全提案者からのプレゼンテーションにより実施する。時間及び会場等については、別途通知する。ただし、応募が5者を超えた場合は、一次審査（書類審査）を実施し、4者以下によるプレゼンテーション審査を実施することとする。

イ 提案書等の審査等

提出された提案書等を基にプレゼンテーションし、内容を(1)の評価基準に基づき、選定委員会の各委員が審査等を行う。

12 最優秀提案者及び優秀提案者の特定

選定委員会において、提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査等を実施した結果、各委員による評価点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者、次に評価点の高い提案者を優秀提案者にそれぞれ選定する。ただし、本プロポーザルにおける要求水準（60点未満）を満たす提案がなかった場合は、最優秀提案者及び優秀提案者の特定は、行わない。

各委員による評価点の合計が最も高い者が複数いる場合は、選定委員会の合議により最優秀提案者及び優秀提案者を決定する。

### 13 審査結果の通知

- (1) 一次審査（書類審査）が行われた場合の審査結果は、決定後速やかに全ての提案者に書面で通知する。
- (2) プレゼンテーション審査の審査結果は、プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に書面で通知する。

### 14 提案資格の喪失等

提案書等の提出を求めた者がその後、次に掲げるいずれかに該当することとなった場合は、本プロポーザルの参加資格を失うこととなる。また、既に提案書等を提出している場合には、当該提案書等は無効とする。

- (1) 3又は4で示す参加資格を満たさないこととなった場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 提案書等が提出期限を超過して提出された場合
- (4) 10(5)で示す以外の方法で提案書等を提出した場合
- (5) 本プロポーザルの関係者に故意に接触を求めた場合
- (6) 本プロポーザルの公平性を害する行為があった場合

### 15 契約の締結

#### (1) 契約方法

市は、最優秀提案者と業務委託契約の締結交渉を行い、契約を締結するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約の締結を行わないこととし、優秀提案者との契約締結の交渉を行う。

ア 最優秀提案者と契約条件等で合意に至らなかった場合

イ 本プロポーザル終了後、提案失格の喪失等（14参照）が判明した場合

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当した場合

#### (2) 契約金額

業務委託金額は、2(4)で示す金額の範囲内であって、提案書等として提出された見積書の金額を超えないものとする。

#### (3) 契約保証金

契約保証金として契約額の100分の10以上を納付する。ただし、新

新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）第144条第4項の規定のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

#### 16 その他

- (1) 参加意向申出書のほか、本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類及び提案書等は、返却しない。
- (3) 柏崎市が必要と認める場合は、提出された提案書等を無償で使用できることとする。ただし、使用に当たっては、提案者の承諾を要する。
- (4) 提出を要請した必要書類以外のものは、一切受理しない。また、提出後の差し替え又は記載内容の変更は、認めない。
- (5) 審査結果についての異議申立ては、認めない。
- (6) この要領に定めのない事項については、新潟県柏崎市プロポーザル方式実施取扱要綱、新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）等の関連する法令、規則及び通知の定めるところによる。
- (7) この要領に定めるもののほかは、選定委員会において決定する。